付表1

（障害児施設等以外の施設が整備を行う場合）

１事業（１施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日中活動部分）	利用定員　20人 以下	69,500,000
		21人 ～ 40人	140,100,000
		41人 ～ 60人	234,300,000
		61人 ～ 80人	329,000,000
		81人 ～100人	424,000,000
		101人 ～120人	517,800,000
		121人以上	612,900,000
	施設入所支援整備加算及び本体（宿泊型自立訓練）	利用定員　20人 以下	56,000,000
		21人 ～ 40人	113,100,000
		41人 ～ 60人	189,300,000
		61人 ～ 80人	266,700,000
		81人 ～100人	342,600,000
		101人 ～120人	420,000,000
		121人以上	496,200,000
	就労・訓練事業等整備加算		53,600,000
	大規模訓練設備等整備加算		176,700,000
	短期入所整備加算		14,400,000
	発達障害者支援センター整備加算		16,900,000
	就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		11,900,000
	居宅介護整備加算		8,000,000
	避難スペース整備加算		46,500,000

療養介護	本体	利用定員　20人 以下	126,600,000
		21人 ～ 40人	254,400,000
		41人 ～ 60人	423,900,000
		61人 ～ 80人	596,700,000
		81人 ～100人	767,900,000
		101人 ～120人	938,700,000
		121人以上	1,110,000,000
	就労・訓練事業等整備加算		53,600,000
	大規模訓練設備等整備加算		176,700,000
	短期入所整備加算		14,400,000
	発達障害者支援センター整備加算		16,900,000
	就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		11,900,000
	居宅介護整備加算		8,000,000
	避難スペース整備加算		46,500,000
共同生活援助	本体	定員４人～10人	33,000,000
		短期入所整備加算	14,400,000
		エレベーター等設置整備加算	2,610,000
	就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		11,900,000
	居宅介護整備加算		8,000,000
	避難スペース整備加算		46,500,000
増築整備（既存施設の現在定員の増員）			34,800,000
短期入所（短期入所のみの整備の場合に限る。）			17,500,000
就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援（各事業のみの整備の場合に限る。）			11,900,000
居宅介護（居宅介護のみの整備の場合に限る。）			8,000,000

避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）	46,500,000
補装具製作施設	17,500,000
盲導犬訓練施設	219,100,000
点字図書館	60,100,000
聴覚障害者情報提供施設	81,200,000
解体撤去工事費（入所系）	15,800,000
解体撤去工事費（通所系）	7,920,000
仮設施設整備費（入所系）	28,900,000
仮設施設整備費（通所系）	13,800,000

（注） 1　本体単価と各種加算との合計額を基準額とする（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）。

2　解体撤去工事費及び仮設施設整備費の単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は通所系、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所及び療養介護は入所系の単価を適用する。

3　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のみの整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

付表2

（障害児施設等の整備の場合）

１事業（１施設）当たりの補助基礎点数

（単位：１施設当たり）

事業（施設）の種類				補助基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　20人 以下	都市部	78,643
			標準	74,899
		21人 ～ 40人	都市部	157,939
			標準	150,419
		41人 ～ 60人	都市部	263,314
			標準	250,776
		61人 ～ 80人	都市部	370,564
			標準	352,919
		81人 ～100人	都市部	476,836
			標準	454,130
		101人 ～120人	都市部	582,944
			標準	555,185
		121人以上	都市部	689,134
			標準	656,319
	訓練事業等整備加算		都市部	33,332
			標準	31,745
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	109,775
			標準	104,548
	短期入所整備加算		都市部	9,045
			標準	8,615
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	10,512
			標準	10,012
	障害児相談支援整備加算		都市部	7,513
			標準	7,156
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,003
			標準	4,765
	小規模グループケア整備加算		都市部	16,135
			標準	15,367
	避難スペース整備加算		都市部	29,012
			標準	27,631
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員　20人 以下	都市部	43,273
			標準	41,213
		21人 ～ 40人	都市部	87,119
			標準	82,971
		41人 ～ 60人	都市部	145,471
			標準	138,544
		61人 ～ 80人	都市部	204,393
			標準	194,660
		81人 ～100人	都市部	263,314
			標準	250,776
		101人 ～120人	都市部	321,503
			標準	306,194
		121人以上	都市部	380,588
			標準	362,465

	訓練事業等整備加算	都市部	33,331
		標準	31,744
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	109,775
		標準	104,548
	短期入所整備加算	都市部	9,046
		標準	8,615
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,512
		標準	10,012
	障害児相談支援整備加算	都市部	7,513
		標準	7,156
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,003
		標準	4,765
	避難スペース整備加算	都市部	29,012
		標準	27,631
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	21,677
		標準	20,645
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）			7,156
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）			4,765
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	29,012
		標準	27,631
解体撤去工事費（入所系）		都市部	9,860
		標準	9,391
解体撤去工事費（通所系）		都市部	4,954
		標準	4,719
仮設施設整備費（入所系）		都市部	18,091
		標準	17,230
仮設施設整備費（通所系）		都市部	8,638
		標準	8,227

（注） 1 本体点数と各種加算との合計点を基礎点とする。

2 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて（令和5年8月22日こ成事第432号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた点を基礎点とする。

付表3

（障害児施設等以外の施設が耐震化等整備を行う場合）

1事業（1施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日中活動部分）	利用定員　40人 以下	186,300,000
		41人 ～ 60人	310,800,000
		61人 ～ 80人	436,700,000
		81人 ～100人	562,700,000
		101人 ～120人	687,400,000
		121人以上	813,100,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	150,300,000
		41人 ～ 60人	251,200,000
		61人 ～ 80人	353,700,000
		81人 ～100人	454,500,000
		101人 ～120人	557,400,000
		121人以上	658,100,000
	就労・訓練事業等整備加算		71,100,000
	短期入所整備加算		15,900,000
	発達障害者支援センター整備加算		22,200,000
解体撤去工事費（入所系）			21,000,000
仮設施設整備費（入所系）			38,600,000

（注）1　本体単価と各種加算、解体撤去工事費及び仮設施設整備費の合計額を基準額とする。

2　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

3　障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

付表4

（障害児施設等が耐震化等整備を行う場合）

１事業（１施設）当たりの補助基礎点数

（単位：１施設当たり）

事業（施設）の種類				補助基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　40人 以下	都市部	209,772
			標準	199,783
		41人　～ 60人	都市部	349,374
			標準	332,738
		61人　～ 80人	都市部	491,505
			標準	468,100
		81人　～100人	都市部	632,250
			標準	602,143
		101人　～120人	都市部	773,320
			標準	736,496
		121人以上	都市部	913,984
			標準	870,461
	訓練事業等整備加算		都市部	44,252
			標準	42,145
	短期入所整備加算		都市部	10,023
			標準	9,546
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,853
			標準	13,194
解体撤去工事費			都市部	13,201
			標準	12,573
仮設施設整備費			都市部	24,057
			標準	22,912

（注）１　本体点数と各種加算、解体撤去工事費及び仮設施設整備費の合計点を基礎点とする。

２　上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて（令和5年8月22日こ成事第432号）」により、都市部特例割増加算後の点数であること。

３　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた点を基礎点とする。

４　木造の障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

付表５

（障害児施設等以外の施設が南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合）

１事業（１施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日中活動部分）	利用定員　40人 以下	186,300,000
		41人 ～ 60人	310,700,000
		61人 ～ 80人	436,700,000
		81人 ～100人	562,500,000
		101人 ～120人	687,300,000
		121人以上	813,000,000
	施設入所支援整備加算	利用定員　40人 以下	150,300,000
		41人 ～ 60人	251,100,000
		61人 ～ 80人	353,600,000
		81人 ～100人	454,500,000
		101人 ～120人	557,100,000
		121人以上	657,900,000
	就労・訓練事業等整備加算		71,000,000
	短期入所整備加算		15,900,000
	発達障害者支援センター整備加算		22,200,000

療養介護	本体	利用定員　40人 以下	338,200,000
		41人 ～ 60人	564,200,000
		61人 ～ 80人	793,100,000
		81人 ～100人	1,020,800,000
		101人 ～120人	1,248,600,000
		121人以上	1,475,800,000
	就労・訓練事業等整備加算		70,800,000
	短期入所整備加算		19,300,000
	発達障害者支援センター整備加算		22,200,000
共同生活援助	本体	定員４人～10人	44,200,000
		短期入所整備加算	19,300,000
解体撤去工事費（入所系）			21,000,000
解体撤去工事費（通所系）			10,100,000
仮設施設整備費（入所系）			38,500,000
仮設施設整備費（通所系）			18,300,000

（注） 1　本体単価と各種加算、解体撤去工事費及び仮設施設整備費の合計額を基準額とする。

2　短期入所の利用定員が２人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

付表6

（障害児施設等が南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合）

１事業（１施設）当たりの補助基礎点数

（単位：１施設当たり）

事業（施設）の種類				補助基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員　40人 以下	都市部	209,690
			標準	199,705
		41人 ～ 60人	都市部	349,294
			標準	332,661
		61人 ～ 80人	都市部	491,424
			標準	468,023
		81人 ～100人	都市部	632,250
			標準	602,143
		101人 ～120人	都市部	773,238
			標準	736,418
		121人以上	都市部	913,902
			標準	870,383
	訓練事業等整備加算		都市部	44,170
			標準	42,067
	短期入所整備加算		都市部	10,023
			標準	9,546
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,853
			標準	13,194
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員　40人 以下	都市部	116,132
			標準	110,602
		41人 ～ 60人	都市部	193,391
			標準	184,182
		61人 ～ 80人	都市部	271,790
			標準	258,848
		81人 ～100人	都市部	350,353
			標準	333,670
		101人 ～120人	都市部	427,775
			標準	407,405
		121人以上	都市部	506,174
			標準	482,071
	訓練事業等整備加算		都市部	44,090
			標準	41,990
	短期入所整備加算		都市部	12,061
			標準	11,487
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,853
			標準	13,194

解体撤去工事費（入所系）	都市部	13,120
	標準	12,496
解体撤去工事費（通所系）	都市部	6,356
	標準	6,054
仮設施設整備費（入所系）	都市部	23,959
	標準	22,819
仮設施設整備費（通所系）	都市部	11,409
	標準	10,866

（注） １　本体点数と各種加算、解体撤去工事費及び仮設施設整備費の合計点を基礎点とする。

２　上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて（令和5年8月22日こ成事第432号）」により、都市部特例割増加算後の点数であること。

３　短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた点を基礎点とする。

付表7

（障害児施設等（既存施設に限る。）がスプリンクラー設備等の整備を行う場合）

１事業（１施設）当たりの補助基礎点数

事業（施設）の種類			補助基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	スプリンクラー設備（1㎡当たり）		16
	スプリンクラー設備（延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て）（1㎡当たり）		32
		消火ポンプユニット等加算（1施設当たり）	2,398
	屋内消火栓設備	基本点数	388
		㎡当たり加算	1
		屋内消火栓箱設置数による加算	201
		パッケージ型消火栓設備（1個あたり）	301
	自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置（1施設当たり）		131
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 障害児相談支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所	スプリンクラー設備（1㎡当たり）		7
	屋内消火栓設備	基本点数	388
		㎡当たり加算	1
		屋内消火栓箱設置数による加算	201
		パッケージ型消火栓設備（1個あたり）	301
	自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置（1施設当たり）		131

（注） 1　創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。